

医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱（平成27年10月2日付け医政第716号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p style="text-align: center;">医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成27年10月2日付け医政第716号 一部改正 平成28年7月27日付け医政第518号 一部改正 平成29年8月8日付け医政第589号 一部改正 平成30年5月22日付け医政第270号 一部改正 令和元年9月10日付け医政第565号 一部改正 令和2年10月14日付け医政第904号 一部改正 令和3年9月30日付け保福第280号 一部改正 令和4年4月1日付け医政第29号 一部改正 令和4年10月11日付け医政第1253号 一部改正 令和5年9月21日付け医政第941号</p>	<p style="text-align: center;">医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成27年10月2日付け医政第716号 一部改正 平成28年7月27日付け医政第518号 一部改正 平成29年8月8日付け医政第589号 一部改正 平成30年5月22日付け医政第270号 一部改正 令和元年9月10日付け医政第565号 一部改正 令和2年10月14日付け医政第904号 一部改正 令和3年9月30日付け保福第280号 一部改正 令和4年4月1日付け医政第29号 一部改正 令和4年10月11日付け医政第1253号 一部改正 令和5年9月21日付け医政第941号 一部改正 令和6年9月25日付け医政第694号</p>																								
<p>第1～第15 [略]</p>	<p>第1～第15 [略]</p>																								
<p>別表第1（第5関係）</p>	<p>別表第1（第5関係）</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">基準額</th> <th style="width: 40%;">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3)</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 診療所</td> <td>ア [略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,270</u> 千円×整備後の療養病床の病床数</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(5) 療養病床療養環境改善</td> <td>ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準額	対象経費	(1)～(3)	[略]		(4) 診療所	ア [略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,270</u> 千円×整備後の療養病床の病床数	[略]	(5) 療養病床療養環境改善	ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">基準額</th> <th style="width: 40%;">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3)</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 診療所</td> <td>ア [略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,616</u> 千円×整備後の療養病床の病床数</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(5) 療養病床療養環境改善</td> <td>ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準額	対象経費	(1)～(3)	[略]		(4) 診療所	ア [略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,616</u> 千円×整備後の療養病床の病床数	[略]	(5) 療養病床療養環境改善	ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた	[略]
区分	基準額	対象経費																							
(1)～(3)	[略]																								
(4) 診療所	ア [略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,270</u> 千円×整備後の療養病床の病床数	[略]																							
(5) 療養病床療養環境改善	ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた	[略]																							
区分	基準額	対象経費																							
(1)～(3)	[略]																								
(4) 診療所	ア [略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,616</u> 千円×整備後の療養病床の病床数	[略]																							
(5) 療養病床療養環境改善	ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表第2に定める単価を乗じた	[略]																							

<p>事業</p>	<p>額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室 1施設当たり 40 m²</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>12,482千円</u></p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>24,967千円</u>とする。</p>		<p>事業</p>	<p>額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室 1医療機関当たり 40 m²</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>13,493千円</u></p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>26,989千円</u>とする。</p>	
<p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p>	<p>病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価 (1床当たり単価) 新築 <u>4,410千円</u> 改築 <u>5,291千円</u> 改修 <u>2,205千円</u></p> <p>イ [略]</p>	<p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p>	<p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p>	<p>病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価 (1床当たり単価) 新築 <u>4,767千円</u> 改築 <u>5,720千円</u> 改修 <u>2,384千円</u></p> <p>イ [略]</p>	<p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p>
<p>(注) [略]</p>			<p>(注) [略]</p>		

別表第2（第5関係）

1平方メートル当たり単価

（単位：円）

区分		構造別	1平方メートル当たり単価
病院	精神病棟	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>
		ブロック	<u>213,200</u>
	一般病棟	鉄筋コンクリート	[略]
		ブロック	[略]
診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>183,200</u>
		ブロック	<u>159,300</u>
		木造	<u>183,200</u>
	豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>196,300</u>
		ブロック	<u>171,100</u>
		木造	<u>196,300</u>

(注) [略]

別表第3 [略]

様式第1号～第9号 [略]

別表第2（第5関係）

1平方メートル当たり単価

（単位：円）

区分		構造別	1平方メートル当たり単価
病院	精神病棟	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>230,500</u>
	一般病棟	鉄筋コンクリート	[略]
		ブロック	[略]
診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,000</u>
		ブロック	<u>172,200</u>
		木造	<u>198,000</u>
	豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>185,000</u>
		木造	<u>212,200</u>

(注) [略]

別表第3 [略]

様式第1号～第9号 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。